

平成28年白老町議会全員協議会会議録

平成28年 2月18日（木曜日）

開 会 午前11時45分

閉 会 午後 2時05分

○議事日程

1. 水道料金の見直しについて
 2. 第5次白老町総合計画基本計画改訂について
 3. 白老町過疎地域自立促進市町村計画策定について
-

○会議に付した事件

1. 水道料金の見直しについて
 2. 第5次白老町総合計画基本計画改訂について
 3. 白老町過疎地域自立促進市町村計画策定について
-

○出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 山田和子君 | 2番 小西秀延君 |
| 3番 吉谷一孝君 | 5番 吉田和子君 |
| 6番 氏家裕治君 | 7番 森哲也君 |
| 8番 大淵紀夫君 | 9番 及川保君 |
| 10番 本間広朗君 | 11番 西田祐子君 |
| 13番 前田博之君 | 14番 山本浩平君 |
-

○欠席議員（2名）

- | | |
|----------|-----------|
| 4番 広地紀彰君 | 12番 松田謙吾君 |
|----------|-----------|
-

○説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|-------|
| 副 町 長 | 岩城達己君 |
| 上下水道課長 | 田中春光君 |
| 企画課長 | 高橋裕明君 |
| 上下水道課主幹 | 久保雅計君 |
| 企画課主査 | 貳又聖規君 |
| 企画課主査 | 野村規宗君 |
-

○職務のため出席した事務局職員

- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 岡村幸男君 |
|------|-------|

主 査 増 田 宏 仁 君

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） それでは、ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午前11時45分）

○議長（山本浩平君） 本日の全員協議会の案件は、「水道料金の見直し」について、「第5次白老町総合計画基本計画改訂」について、「白老町過疎地域自立促進市町村計画策定」についての3件であります。

それでは、最初に「水道料金の見直し」について、担当課からの説明を求めます。

岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 議会後に全員協議会のお時間をいただきましてありがとうございます。ただいま議長からお話ありましたとおり、「水道料金の見直し」からご説明させていただきます。水道料金につきましては、平成26年3月策定の「白老町財政健全化プラン」において、『基本水量5立米以上を使用する世帯に対して、5年間（平成23年から平成27年）基本料を300円減額する措置をしていますが、平成28年度に減額措置を見直します。』というふうにプランのほうになっているところでございます。本日は、水道利用状況や収支状況をご説明申し上げ、28年度に見直しを行う財政健全化プランの中で料金体系を検証したいと考えております。つきましては、それまでの間現行料金体系を進めたく、定例会3月議会において提案したい考えでございます。詳細については、この後、上下水道課から内容についてご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） それでは、私のほうから資料に基づきながら順次ご説明のほう、そして私どもの考え方をお知らせしたいと思います。

資料本編ごらんになっていただきたいのですが、1ページ目の1つ目、近年における料金体系の移り変わりでございますが、現在の減額の料金体系に至ったのは、平成23年3月策定の「白老町新財政改革プログラム《第1次改訂版》」、この中において現在の体系ができ上がったというところからのスタートでございます。ここにそのプログラムの抜粋をそのまま載せてございますが、見直しによつての料金の効果額といいますか、これは町民負担についての軽減額になってくるわけですが、22年度から27年度までで総額2億2,700万円の軽減額としてスタートしてございます。その後、②でございますが、26年4月には消費税率の改正等々がありましたので、この中での改正も行い今に至っておるわけですが、③でございますが、健全化プランの中には、5年間の措置にピリオドを打って28年度からは見直すということにはございます。そのプランの中においての見直し後の増収見込み額につきましては、28年度から32年度まで記載のとおりでございますが、こちらの考え方につきましては、まずは二段階方式のものは残した中で、300円の減額のみを見直した場合を想定しての試算したものではございました。

そこで別配布の資料1のほうをごらんいただければと思います。よろしいでしょうか。別配布の資料1でございますが、こちらが今の減額措置を行っている料金体系でございます、条

例からの抜粋になっております。参考までに口径13ミリのメーターのもので基本料金見ていただきたいのですが、水量5立米までであれば税込みで1,080円、これが6立米から8立米までになりますと税込みで1,350円、以下水量1立米ずつ増すごとに162円の加算がされていく、このような仕組みになってございます。

その裏でございます。資料2でございまして、こちらが本来の料金体系でございまして、これでいきますと、例えば口径13ミリの場合でございましたら、基本料としては8立米までになりますと1,674円からのスタートになっていると、こういうこととございます。ちなみに、今の減額体系でいうところの水量5立米まで使った方との差額で申し上げますと594円の差金が生じてくると、こういうこととございます。

詳細の資料1については以上でございまして、本編の説明資料の2ページ目のほうをごらんいただきたいと思っております。2ページ目の上段でございまして、2番として、全道における水道料金の水準として見出しうってございまして、それでは、現在の料金体系が全道的に見てどの水準にあるかというのを昨年の中ほどに調査してございまして、①から④までございまして、①の部分だけでもお話申し上げたいと思っておりますが、上水道事業として行っている事業体が全道で103市町村あるわけですが、10立米当たりの使用料金としましては、現在白老町は安いほうから20番手に位置していると、こういうこととございます。これについての詳細の資料3をごらんいただきたいと思っております。A3の縦長の表になっています。よろしいでしょうか。資料3ですが、右から数えて6コマ目に10立米当たりの水道の順位が記載してございまして、上から1からずらずらと下りていくわけですが、白老町はここで20番手に位置していると、こういうこととございます。そして目線をもう1個右手のほうに移しますと、20立米における水道の順位はいかほどになるかということになるわけですが、この場合は白老町は16番手に位置すると、こういうことな見方になります。さらに右に目を移しますと、では、下水のほうはどのような順位にあるのかということとございます。10立米で言えば下水の順位はどちらかと言えばこれは正直言って高目のほうになりますが、全道の上水道事業体の中での89番手とかなり多額のランクには位置してくるということとございますが、さらにそこから目線を右に移しますと、上下合わせたときの10立米のランクがございまして、そうした場合には50番手に位置するということと、おおむね上下合わせれば中ほどの順位に位置するのかと、こういうような見方になってきます。いわば今は下水の若干高目の部分を水道の中の順位で補っているような仕組みになっております。資料3については以上でございまして、もう一度説明資料の本編のほうに戻っていただければと思っております。

2番目の①のお話については以上でございまして、②、③、④については記載のとおりでございまして、ここでは省略させていただきたいと思っております。

その次、大きな項目の3番目の水道の利用条件についてでございます。近年においては、人口減少に比例する形の中で水道の利用世帯数も当然のごとく減少はしてきており、さらには節水の志向または節水機器の普及、こういったことによって年間の給水量も減少が続いてきている状況にはあります。そういった中でここ数年の話になりますが、大口需要者になってきます事業所の動きが活発であって、その減少傾向を補って助けてきている傾向にはなっております。

す。今後も当分の間、このような料金の調定額の推移については、緩やかな減少の中で推移するのではないかと私どもの中では考えてございます。

2ページ目は以上でございまして、3ページに移りますが、3ページの上段が、近年における人口の減少の数値、さらにはそれに伴っての給水栓の数の減り具合、そして有収水量の減り具合などを表でまとめてはありますが、また、この水量区分ごとに件数はどのような割合の中で推移しているのかというのも少し調べてはございました。以下について表のとおりに記載してございますが、全体的に低い水量区分の中での件数や割合が多いということはこれを見ていただければ取れるのかと思います。したがって、この23年度から時限的ではありますが進めてきた二段階方式の基本料金制というのは、いわば高齢者等弱者対応策としては、非常に適応した仕組みづくりではあったのかと、このようなふうには考えてはおります。そういった中であって、今に至るまでの水道の事業会計としての収支の状況と見込みについて改めてチェックもしてございます。それが大きな項目での4番目になってきます。22年12月から減額の料金体系がスタートしたわけですが、22年度の決算ではそう大きく影響は出ておりませんでしたので、純利益としては2,360万程度の利益は出てはございました。その後、23年度の決算に至っては、この減額体制をとって初年度の決算になるわけですが、その利益の減少は想定した程度の減少率としては表れてきたというのがここでもございまして、純利益としては540万程度しか出ないような仕組みになって推移していきました。この後、24年度・25年度の決算見ていただきますとそれがまた盛り返して、24年度で言えば3,880万、25年度の決算では3,540万程度の利益が上がったわけですが、ここはなぜにと言いますと、職員の人事異動に伴って、いわば人件費の低い方が配置されたことよっての利益の増加ではあったのかという見立てにはなってございます。そして、26年度の決算に至っては、純利益1,460万程度にまた圧縮されてきたのですが、ここでは新たな公営企業の会計制度がスタートしたことに伴い、新たな支出がふえたということでありまして、具体的に言いますと退職給付の引当金を積立しなければならないということがありまして、そのための決算の利益の減少につながってはございます。そして、今年度の見込みでございまして、見込みとしては、さらに26年度の決算よりも圧縮された中での660万、約700万前後ぐらいの利益にとどまってしまうのかと、こういう見立てもございまして。

次、4ページ目でございます。また、今後はではどうなっていくのかというのも予測を立ててでございます。4ページの1番上、①でございますが、28年度以降について、現在の減額をした料金体系を維持したままどのように推移するのかというものを示したものがここに記載してございますが、さきに申しました退職給付引当金の積立期間が平成30年度までの積立期間として設定しておりますので、それまでの期間純利益としてはごらんとおり100万円台の利益程度にとどまってしまうのかと、こういうふうには見立てをしてございます。それ以降、31年度以降についてはその積立期間が終了しますので、大きく利益は上がらないものの1,000万円台の利益は得ることは可能なのかという見立てになってございます。

その次です。②ですが、これはそうではなくて、健全化プランで示すとおり減額措置を見直した場合どうなるかというのを収支の見込みとして立ててございまして、これは二段階方式は残した中で300円の減額制だけを廃止した場合の例でございまして、この場合はそれ相応の料

金収入は得られることになるであろうから、その分利益のほうも増してくるであろうと、こういう収支の見込みにはなっております。

ここまでは以上でございますが、以上のようなことを踏まえた中で、5点目のまとめの部分でございます。4点目の②で示すとおり減額措置を見直すとした場合は、それ相応の単年度の利益は見込めるわけでございますが、そうした場合、将来の大規模な改修に向けての留保財源は整えることも可能となってくるのかという、こういう考え方でございます。しかし、24年3月に「白老町水道ビジョン」として策定してございますが、この中においては、平成25年度と26年度の2カ年の中で、白老浄水場のろ過地改修事業を見立ててはいたのですが、この事業は終了しておりますので、それ以後、ビジョンの最終年次になります33年度までの間には、それを上回るような大規模な改修は予定していないということがございます。このため、現時点において急速に留保財源の積み増しはそこまで必要とするものでないのかという考え方がございます。また、4番目の①の収支でも示したとおりでございますが、現在の減額料金体系をこのまま維持したとしても、現時点の見込みの中では単年度黒字の維持が可能ではあるのかと考えるところでもございます。したがって5ページの頭になりますが、さらにこれとは別の要因もあるわけですが、29年度には消費税率の再度の改正も行われる見込みであるということで、いずれにしてもこれに対応するためには条例の改正を28年度中に行う必要が出てくるということでございます。以上、もろもろの条件を比較し検討した結果についてですが、健全化プランで示す28年度当初からの料金の減額措置解除、これは見合わせた上で改めて新年度実施の健全化プランの見直しに合わせこの料金体系のあり方についての検証を加えていきたいということでございます。それで、そこに向けた条例の改正については、3月の議会の中での提案としたいということでございます。説明については以上でございます。

○議長（山本浩平君） 皆さん恐らく何点か質問あるというふうに思います。ここで暫時休憩をいたしまして、午後から質疑応答をさせていただきます。暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 0時00分

再 開 午後 1時00分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩前に担当の課のほうから説明がございましたけれども、その説明に関しまして特にお尋ねしたいことがございます方はどうぞ。

5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。水道料が上がらないということは、私たち主婦にとっては大変ありがたいことで、財政の厳しい中でこれを持続されていかれるということにはありがたいという思いでいます。ただ、ちょっとずつ心配なのは、これ全国的なことなのですが、今特にと言われたので一瞬迷ったのですが、老朽管のことです。今全国的に耐用年数が40年を超えた老朽管がかなり多いということで、その老朽管の経年比率よりも、更新率のほうの方が10分の1にも満たないという、いろいろな問題が出てきて、その老朽管の更新に関しては、水道料で賄うということになっていきますよね。そういったことから言うと、白老町も古い管に

については、定期的にきちんと計画を持って更新をしていると思いますけれども、白老町の状況、総延長の長さ、白老の水道の総延長と40年を超える老朽管の割合というのはどれぐらいなのか、その老朽管の割合の中で更新されているのはどれぐらいなのか、もしよければ伺いたいです。それともう1点は、この説明の中で、もう1回ちょっと読み返してみたのですが、これはあくまでも今年度、28年度の値上げをしないという見直しの中で見直しをするということの中の28年度だけの分なのか、それとも水道ビジョン等を出されて最終33年度までには、浄水場等基幹施設の大規模改修がないというところも書かれながら、財政健全化プランと全体の見直しによって継続されることもあるのかなと。28年度以降もそういった期待を持っていいのか、それともあくまでも28年度で、あとは財政健全化プランによるのですよということになるのか、その点伺いたいです。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 大きく2点ございまして、まずは1点目でございます。老朽管の更新の関係でございますが、白老町としての配水管の総延長でございますが、こちらにつきましては、27万2,156メートルということの押さえになってございます。これに対して、40年の経年の過ぎた管の総延長でございますが、7万2,305メートルになります。したがって耐用年数を超えた中での未更新の割合については、いまだ26.6%程度まだ残っていると、こういうことでございます。そこで、これに対してどのように手当てしていくかということになるわけなのですが、予算的には、今現在年間1億前後ぐらいの予算を投入しながら、更新をかけていっているわけでございます。これに対して、追いついていくのかという話になるのですが、なかなか1億程度の投資額では追いついてはかないのが正直なところではあるのですが、今の水道としての財政状況を見たときには、ここまでのいい限度のリミットになっていくのかというところで、これは今後も当面このようなスタイル、金額の中で更新はやっていかざるを得ないものと、こんなふうには考えております。それと料金の体系、28年度についてはお話したとおりこの現在の料金体系のまま継続していきます。ただし、それ以降の部分につきましては、前段お話し申し上げたとおりですが、総体的に健全化プラン全体の見直しの中で水道の部分についても見極めをもう一度かけながら考えていきたいと、こういうことでございますが、今私どもで収支の見込み計画立てたとおりにいくとするのであれば、限りなく28年度以降も継続される可能性としては高くなるのだろうと、こうは考えております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） なかなか更新は追いついていかないという状況の中で、1点伺いたいです。やはり水道は、蛇口をひねると安全で安心な水がいつでも飲めるというのは、町民、国民、私たちみんな当たり前の生活になっています。老朽管の更新が間に合わなくなったときに何かの事故とか災害でということも今後出てくると思います。老朽管であったばかりに、それぞれ各地でありますけれども、断水するということが出てきます。そういった意味では、私は上げれということではないのですが、このことを維持していくための何か手法がほかに取られるような可能性があるのかどうなのか。人口の減少によって水道料のもちろん使う量が減っている。ただし老朽管はふえている。その老朽管を更新するためには水道料で賄わなければ

ならないということを国が捉えて、国で予算の中に15年度は50億、16年度は65億くらいの支援というか、そういう体制を組んでいるということなのですが、そういったものは各市町村まで届いてきているのかどうなのか、その辺を確認したいと思います。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 繰り返しの話になるのですが、老朽管の更新については先ほど申し上げたとおり、今時点での1億円程度の投資額でいけばなかなか追いついていくことにはなりづらいのだろうというのは正直考えております。ただ、今できることはこれしかないので、今のところはこの手法の中で進めていくということでございまして、さらに申し上げれば吉田議員が後段でおっしゃっていた国の補助制度、ここも使い勝手がいいものが出てきて、それを取り入れることができるのであれば更新速度は進むのでしょうか、残念ながらその補助制度あることは私どもも承知はしているのですが、うちのまちとしてはまだまだ経営状況悪くないものですから、補助制度に乗っかってくるような体制にはないということが一つあります。であるので残念ながら、自主財源の中での老朽管更新でしか今のところではできないということですが、長い目で見ていけば補助制度もさらに拡大されていく可能性としてはないわけではないと思いますので、そのタイミングを見計らいながら乗れるものがあるのであれば乗りながら、更新率の拡大にもつなげていければと、こんなふうには考えております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） では確認の意味で、今のところは予算1億ぐらいのお金で更新をしていく以外にはないという、それがそういう精一杯のことであるということと、国の補助体制を受けるためには、町で唯一黒字の会計ですので、今の会計の状態、これが値上げをしないでこのままずっと続けていくことで収入はもちろん減っていきますよね。23年からやって2億2,000万というお金が減っているわけですから、そういったときにそういう収支が本当にきつくなったときにはそういう補助を当てにしながらまた更新をしていく。なぜかと言うと、水道が蛇口をひねったらいつでも出てくるのだという安心感をやはりこれは維持しなければならないことだと思いますので、そういった意味では水道料が上がらないことは私たちありがたいことですが、そういう安心感も欲しいというのは事実なことなものですから、そういった兼ね合わせをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 繰り返しの話になりますが、今現在の投資額としては再三申し上げますとおり1億円程度のレベルでしかいかれないということが一つです。それと、補助制度についてもメニューの拡大等々があれば、それに随時乗れるものが出てきたとすれば、当然乗っていった事業の拡大にも結びつけて老朽管の解消、いわゆる耐用年数を超えた老朽管の解消には向けていきたいというのは山々でございまして。そして、それとともに究極の話になるのですが、どうしてもその補助の制度にも乗れない中においても老朽管の更新率を高めて、早めていかなければならないという事態に達するようであれば、もしかしたら、その中において収支の状況がよくないのであれば、料金の部分にも跳ね返る部分としては出ないとも限らない、それはあり得る話になるのかとは考えております。

○議長（山本浩平君） ほか、何かお尋ねしたいことがございましたら。ありませんか。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 料金の関係なのですが、多分結果的には人口の減少で使用料が減って総収益が減るからだと思うのですが、①の料金の見直し効果が4,300万円とありましたよね平均でこれまで。それで、③の料金見直しで、増収見込3,100万くらいかな。今度約1,000万くらい違ってきますよね。これは資料の4ページの①、②見たら、②が見込出ていますから、これ見ると1,000万くらい総収益が減ってくるのかな。そういう部分で効果額が1,000万落ちるというような積算がされているのかどうかということ。もう1点は、吉田議員聞かなかったのかな。料金の28年度で今見直しするというけど、今度また限定でいつまでの、限定の料金設定するのか。それがこれから条例の改正上がってきますからそこでいうと思うのだけど、今ここに全然書いていないのだけど、いつまでまた限定的な料金設定にしているのか、それともずっとするのか、その辺の期間。それともう一つ確認したいのだけど、先般これは北海道新聞で、掲載日にち書いてなかったかな。63市町村の企業団水道は今とはということで、このときに白老は結構、63市町村のうちで白老は48番目になって、1カ月20立米で税抜で3,050円になっているのです。これを探しているのだけど、これ3,050円ときょう出した資料との整合性どこに出てるのだろうか、その2点。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 1点目からお答えいたしますが、1点目おっしゃっていたのは、お渡しした資料の1ページ目の1つ目の料金体系の移り変わりの①の減額効果ですね。これが4,300万円程度、これに対してその③では3,100万程度にとどまっているところ差異の部分ですよね。この考え方ですが、①で4,300円の減額効果として出た部分は、300円の値下げプラスすることの二段階方式を取り入れたことによるダブルのマイナス効果が4,300万と、こういうことになっているのです。要するに、300円だけ値下げしたとした場合は、この③にある3,100万から3,200万程度の減額効果、ここらであろうという考え方です。これに5立米という二段階方式の料金体系をつくったことによって、さらなる減額効果が出てしまったのです。その部分が上乗せされての4,300万程度のトータルの減額の効果が出たという考え方です。基本料金としては、5立米と8立米の二段階方式をとったことによるマイナス効果です。下は二段階方式のうちの5立米の減額措置は残したまま300円の減額制度、それだけを見直したとした場合の効果なのです。わかりますか。そういうことです。これが1つ目です。

それと、28年度に見直しますという中において、どのような条例の提案の仕方になっていくかということですが、細かくいうと、さきにお話ししましたが、資料の1番目をもう一度ごらんになってほしいのですが、別資料の1番目です。ありましたか。この中で附則の中で、3項目、4項目の附則の中で300円の減額なり、もしくは附則別表にあるとおり5立米、6から8立米の二段階方式の基本料金体制をうたい込んだのです。したがって、この附則の4項目にあるとおり、この期間が28年3月31日までの期間に限りとあるので、ここで自動的に切れてしまうのでそうしないために今の考え方としては、附則に4項に1項足して5項目の附則を足し込むという考え方です。そして足し込んだ表現としては、4項目の表現そのままになっ

てくるのですが、今度は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に限ってこの附則別表について適用させるのですという表現にします。したがってその1年間については、28年度中はこの減額体系が維持されると、こういうことをごさいますて、その間の中でもう一度、再度、全体のプランと整合性をとりながら見極めを図っていきたいということです。それと、道新に載っていた記事の関係が3点目をごさいますね。これは私の手元資料、道新の記事のコピーですが持っております、ここで言っているのは20立米使用したときの白老町の料金が48番目で3,050円となっているのです。これは税抜きで3,050円として表現しておりますので、20トン使ったときの税込の金額で言えば、この資料3の表でいうところの、A3の資料の縦長の表です。20トン使ったときの料金で3,294円になると、こういうことをごさいます。これは消費税入っております。料金体系そのもので消費税込みの料金体系で見せてごさいますので、そのような計算の仕方をしております。

○議長（山本浩平君） ほか、何か聞いておく必要のある方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは質疑なしと認めます。これをもって、「水道料金の見直し」についての説明を終了いたします。ご説明ありがとうございました。

それでは、次に「第5次白老町総合計画基本計画改訂」について、担当課からの説明を求めます。

岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 引き続き全員協議会をお願いしたいと思います。初めに「第5次白老町総合計画基本計画の改訂」についてであります。昨年12月議会全員協議会にて説明後、町内の策定委員会、さらには町民有識者による会議を経て素案を策定したところであります。この間、議会皆様からいただいたご意見、ご提案により修正等を行いましたが、本日はその内容についてご説明したいというものであります。この後、担当のほうから内容についてご説明いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（山本浩平君） 野村主査。

○企画課主査（野村規宗君） それでは、私のほうから第5次白老町総合計画基本計画における、先月、議員の皆様の方に意見提案の募集ということでお示ししました改訂の素案のほうでいただいたご意見、5名の方から19件の意見をいただきました。あと、町民の方からパブリックコメントで1名3件の意見をいただきました。どうもありがとうございます。そちらのほうで意見の内容を踏まえて、策定委員会及び担当課のほうからの所見踏まえて、それぞれ基本計画への反映状況、または町としての見解というものをまとめましてご提示してごさいます。A4の資料でごさいます。こちらのほうをまずご説明したいと思います。あと、合わせてこちらの後ろのほうに基本計画の改訂案を載せておりますので、こちらのほうのページと合わせてごらんになっていただければというふうに思っております。

まず最初、24から25ページの重点プロジェクトの件でごさいます。この中でご意見として、「多文化共生のまちづくり」という部分の輪郭を明らかにして、別項目で推進のフローを新たな項目として設定し、指針を明確にして示すべきであるというご意見をいただきました。こち

らのほうにつきましては、まず、重点プロジェクトそのものが位置づけとして、まちの将来像の実現に向けて6つの重点課題、こちらのほう総合計画の総論の中で示してございます。こちらのほうに対応したプロジェクトとして位置づけております。その中で町長公約及び総合戦略における「多文化共生のまちづくり」やその他の項目につきましては、関連する分野別の計画にてそれぞれ対応していきます。また、その詳細事業につきましては実施計画の中で整理していきたいということでございます。

続きまして2点目、41ページの01生活・環境。05環境保全に係る部分の基本事業③自然との共生に係る部分でございます。こちらのほうに掲載されてございます、アイヌの精神文化という文言がございます。こちらのほうの文言自体が抽象的な文であるということなので、具体的に何かを表記すべきである。もしくは解釈（解説）を付記すべきであるというご意見をいただきました。これにつきましては、実際この41ページのほうごらんになっていただきたいと思うのですが、基本事業③自然との共生という事業の説明文の下に、米印でアイヌの精神文化とは、ということで、こちらのほう担当課及び財団のほうに確認をとって、アイヌモシリ（人間の世界）にある、「ラマツ」魂を持つとされる事物、つまりさまざまな動植物、生活用具、自然現象（津波・地震等）などに役割を見出し尊重する。という考え方がアイヌの衣食住を含めた各種伝承活動の根幹となるところであるという部分の解釈を下のほうに付記させていただいております。

続きまして、同じ41ページの基本事業⑤地球温暖化対策の推進という部分についてのご意見でございます。こちらのほうの意見としまして、平成26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画に「水素社会の実現に向けた取組の加速」というのが明記されていますということで、現在「北海道水素地域づくりプラットフォーム」を設立し、世界へ向けて北海道モデル事業として発信する計画であると。白老町は参加しておりませんが、具体化に向けて白老町も至急参加するべきだというご意見をいただきました。こちらのほうにつきましては、実施計画及び環境基本計画等の個別計画において整理させていただきたいというふうに考えてございます。考え方として水素エネルギーにつきましてはご意見のとおり、これからのエネルギーを考える上で重要な位置づけにあるものと捉えており、今後の国・道内の動向等を踏まえて町としてどのような取り組みを行っていくか検討していきたいということでございます。

続きまして、42ページの01生活・環境。06環境美化・衛生の施策の基本事業⑤火葬場・墓園墓地の適正な管理と整備につく問題で合祀墓地の問題でございます。こちらのほうは、他自治体の状況も参考に是非取り組んでいただきたいというご意見をいただきました。こちらについても基本計画上今回、合祀墓地の設置を含めたという文言も入れておりますが、実施計画において具体的な部分は整理していきたいというふうに考えてございます。合祀墓地につきましてはご意見のとおり平成28年度中に他自治体の事例などを参考として、準備作業を進め平成29年度に建設供用開始を予定してございます。

次に、47ページの01生活・環境。11道路の施策の基本事業②町民生活を支える町道の整備についてでございます。こちらのほうも町道の劣化現象が各地で顕著であるということで、劣悪な個所を調査し中长期計画をたてて補修・改修が必要である。（高齢化の進行や冬期間における

重機の除雪状況にも影響が出ている) というご意見をいただいております。こちらにつきましても、実施計画及び個別計画の中において整理していきたいというふうに考えてございます。町道の補修等につきましては、厳しい予算のなかで取り組んでおりまして、平成28年度に公共施設総合管理計画を策定することから、その個別計画を作成し取り組む必要があるというふうに捉えてございます。

次、1枚めくっていただいて、2ページ目の意見等の部分でございます。総合計画の基本計画、48ページの01生活・環境。12公共交通機関の基本事業②日常生活を支える移動手段の維持・確保という部分でございます。こちらのほう、2段目の部分も同じ元気号に関することですので合わせて説明させていただきたいと思っております。まず、「元気号」につきましては町民生活の足として無くてはならない町の最重要の施策であるということ、現在の2台でのやり繰りでは限界だということから、早急な改善をするべきであると。あとは、デマンド方式の導入などによる改善を期限を決めて実施すべきであるという意見をお2人の方からいただいております。こちらにつきましては、合わせて回答させていただきましても、具体的な部分は実施計画及び個別計画において整理させていただきたいというふうに考えてございます。町民が要望するバスの運行につきましては現在の2台では困難であり、28年度に課題の抽出と検証を行う予定であります。また、バスに乗車することのできない交通弱者と言われる方もいらっしゃるから、この支援・救済も含め、運輸局をはじめ専門家とも協議を行いながら調査研究を行いまして、本町に適合する地域公共交通の整備事業というものを進めてまいります。あと、期限についてでありますけれども、町として早急に執り進めるべき課題であるということは認識しております。現在、国の補助制度の活用というものも見据えながら関係機関と協議を進めているところであります。

続きまして、基本計画のほうでは63ページになります。03教育・生涯学習の分野の03高校・各種教育機関の基本事業①教育の充実と教育機会の拡充という部分でございます。こちらのほうは以前の計画の中で、事業説明の中で経済的な理由で就学が困難な生徒や保護者に対する支援を行い教育機会の拡充に取り組みますという文言がございました。今回の基本計画の改訂案ではこの部分の文書を削除してございます。この削除についての代替策があるのかという考え方のお問合せでございます。こちらにつきましては削除した理由としまして、国等の貸付制度がまず充実してきたということと、低所得者が保証協会の保証を受けられないということから、本町の入学準備金貸付事業という貸付自体が平成25年度をもって終了してございます。そのため、平成26年度以降は国等の貸付制度実施機関の紹介等を行っているということでございますので、こちらのほうは削除して代替策としては、あくまで国等の制度の紹介をしているという部分でございます。

次に64ページの03教育・生涯学習。04社会教育の②家庭教育・地域教育の推進という基本事業の部分でございます。こちらの中で、しらおい親と子の劇場を支援する政策がないのかというご意見でございます。こちらに対しましては子育ての支援団体・サークルへの支援策は、活動が有効に機能するように行政からの有益な情報提供を含め、お互いの情報の共有化を図ることにより、団体等との連携を充実させることが重要だというふうに考えてございます。なお、

財政的な支援という部分につきましては、「みんなの基金」を活用した事業というものを実施してございます。

次に、66ページ03教育・生涯学習。06民族文化の基本事業③民族共生の象徴となる空間の整備促進及び71ページの象徴空間の施策の取り扱いの部分についての意見でございます。こちらのほうとしましては「象徴空間」による町の施策につきましては、振興を軸とした抽象的な表現に終始しているけれども、「分野、施策項目、基本事業」というものを新たに頭出しして、基本計画・実施計画で体系化すべきという、まず具体的にどういふことをするのかということを示していただきたいという意見でございます。こちらにつきましては、まず分野別計画・施策項目というのは基本計画のさらに前段にあります基本構想の部分で基本方針・分野・施策の体系というのを定めておきまして、基本計画の改訂では構想のところまで変更することはできません。町民の理解促進のためには具体的な取り組み・事業等を示していくということが重要であるということは十分認識しておるところでありまして、活性化推進プランや実施計画の中で具体的なものについて整理していきたいというふうに考えてございます。

続きまして、意見・提案の3ページ目でございます。基本計画では72ページ、04産業の分野の01産業連携・雇用の施策でございます。こちらのほうの施策目標について2点意見をいただいております。まず1点目、施策目標として「町民の平均所得水準の引き上げ」を明記していただきたいという意見が1点、あともう一つは、現在の改訂案自体が「民族共生の象徴となる空間」を契機とした経済・産業の振興としているが、原点は基幹産業を基軸として展開されるもので、その延長線上に位置するものとして「民族共生の象徴となる空間」の機会を生かすことが施策目標になるのではないかという意見、2点をいただいております。まず1点目の平均所得水準の引き上げにつきましては本町の現状を見据えた施策目標として、まずは雇用の拡大・安定化（充実）というものを掲げ、その発展から所得水準の引き上げにつながっていくものであるというふうに考えてございます。2点目の原点は基幹産業を基軸として展開されるものでありという部分につきましては、産業政策の転換というわけではなく、ご意見のとおり基幹産業を基軸として進めるべきものであるというふうに再度修正をしてございまして、実際72ページの施策目標のところを見ていただきたいのですけれども、まず前段の部分、地場製品の安定した需給体制の確立とブランド力の向上を図るとともに、農林漁業者と2次・3次産業との連携による6次産業化を推進し、さらに2020年に開設される「民族共生の象徴となる空間」整備を契機とした雇用の創出・拡大を促進しますというふうに変更をしております。

続きまして、75ページの04産業。04観光の分野の施策に関する課題・背景の1番目の部分の、今後の観光振興を図るためには、地域全体の観光マネジメントが求められていますという部分についてのご意見でございます。この中で観光マネジメントをする人材が必要であるということで、外部専門家招へい事業を考えていますかというご意見でございます。こちらにつきましては、町職員や関係組織でのマネジメント力を養うための人材育成については引き続き行っていくものであるということと、必要に応じて外部人材の招聘も検討すべきというふうに捉えてございます。

次に、基本計画では80ページの05自治。01協働のまちづくりの施策における基本事業④開か

れた行政の推進でございます。こちらのほうの事業説明として町内外の人材を積極的に受け入れるなど開かれた行政を推進しますということで、具体的にどのようなことを想定していますかというご意見をいただいております。こちらにつきましてはこれまでも北海道からの派遣職員というものを受け入れておまして、今後も可能な限り受け入れ体制を整えてまいりたいというふうに考えております。また、今現在募集を行っております地域おこし協力隊につきましても活動推進を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして次、81ページの05自治。02行財政運営の基本事業①健全な財政運営でございます。こちらについてはご意見として、これまでのやり方というのが職員の給与削減により財源確保されてきたと思いますということで、収益金を本気で活用する対策とチェック体制が必要であるだろうと。あと、町補助団体にもこのような考えを進めていくべきだということと、あと、以前の施策の説明文の中で国などの補助・支援制度の積極的な活用という文言だったのですが、今回その積極的なという部分が削除されているのはなぜかというご指摘でございます。こちらにつきましては、高齢化率の増加と人口減少の影響によって経常一般財源が減少していく状況が続くことが見込まれることから、恒久的な財源等の確保というのが必要になるということで、現状の制度以外の財源確保について検討することが必要になっております。こちらの事業説明の積極的なという部分では、収益金目的税の活用という部分を文言として追加していることから、文章上の流れとして積極的なという部分を外したということでありまして、国などの補助・支援制度については積極的に活用していくというのは以前から変わっているものではございません。

次に、同じ81ページの基本事業④広域的な協力・連携でございます。こちらについては、協力・連携する相手が大きいと、要は白老町のような自治体だと負担金等を渡しているだけにならないように対応策を考えていただきたいというご意見でございます。こちらにつきましては、広域的な各協力・連携につきましては、それぞれの趣旨・活動状況等を踏まえて、本町の課題解決に向けた取り組みを推進できるようにしっかりと連携していきたいというふうに考えてございます。

次に、意見・提案の4ページでございます。基本計画では84ページ、計画の実現に向けての1)計画推進体制の部分でございます。こちらの①庁内における計画推進体制の中で、「責任をもって」施策を進めていくという部分の中で、要は担当課によって施策や計画が未実施であったり、大幅に遅れているものがあるという部分で町民がサービスを受けられない不都合な状況がないように、具体的な仕組みや対応策は考えられるかという意見でございます。こちらの中では、行政課題の早期解決や町民サービスへの適切な対応に責任を持って応えるため、適宜、組織機構の改革や体制の見直しを行ってございます。今後も限られた人員・財源の中で効率的・効果的に計画を推進できる体制を整えて、町民サービスが遅れたりしないようにしていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、同じ84ページの②協働・連携による計画推進体制の部分でございます。こちらのほうにあたりましては、意見として町民や町民活動団体、事業者等と、いつ、どのような話し合いが行われたのかと。また、誰が、どのように確認されるのかというご意見をいただきま

した。今回の現基本計画改訂につきましては、事業担当課と計画進行管理課でまず確認いたしまして、町民、事業者等に対しましては、まち・ひと・しごと創生有識者会議、こちら町民17名で組織されている会議でございますけれども、こちらのほうでご協議いただいております。なお、計画を推進するに当たりましては自治基本条例に基づいた協働のまちづくり及び国・北海道など広域的な連携・協力体制のもとで進めていきますという趣旨のものでございます。

最後に、重点プロジェクトで取り組むプランとの関連性ということで、2点ご意見で「公共施設等総合管理計画」（老朽化対策）の策定による基本計画への反映と整合性はという部分と、教育大綱の「白老町教育推進方針」の基本計画への反映と整合性はという2点でございます。こちらにつきましては、まず、公共施設等総合管理計画の上位計画となる都市計画マスタープランや財政健全化プランというものは、横断的制約計画として、基本計画はそれらを網羅するものとして位置づけを図らせていただいております。公共施設等総合管理計画につきましても整合性を図りながら実施していきます。また、将来の人口減少を想定したまちづくりをしなければ公共施設等の維持管理経費ですとか改修費用等について、拠出できない状況になりますので、健全化プランの見直し時に当面する課題について財源の確保や計画を明確にしていきたいというふうに考えてございます。さらに教育大綱の部分につきましても総合計画と整合性を踏まえて策定することというふうにしてございますので、その中で整合性を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上で、議員の皆様からいただいた意見・提案についての基本計画への反映状況と、町としての見解についてまず述べさせていただきました。あと、町民からいただいたパブリックコメント、1名からいただいた意見につきましては、直接この計画の中身ですとか、それを変更するといったような趣旨の意見ではないため、実際直接何かが反映されてということはないので、口頭だけのご説明にさせていただきます。まず、総合計画については、以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま説明がございました。この件について特にお尋ねしておくことが必要な方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 私の意見出した部分だけ、ちょっと確認だけしておきたいと思います。66ページ「民族文化」共生の部分です。これは町長二期目として、「象徴空間」と合わせて、白老町としてインフラ整備あるいは経済対策したいと大きな柱になっていますよね。ただどこを見たら、何をするのか各施策目標の中に散らばってしまっているのです。頭には「象徴空間」という言葉を使っていますけれども、私が言いたいのは、そうであればここである施策目標一つにして、その中に施策事業きちんと一本化してやったほうが白老町は何をやるかということがわかると思います。それで、多分、今、野村主査も説明でわかって言ったと思いますけれども、この基本構想において基本方針・分野・施策の体系を定めており、基本計画の改訂では変更することはできません。と書いているのですよね。これは、平成24年以前は、国でやりなさいということをやったけれども、その以降は義務規定がなくなってそれぞれの町村が町村独自に自らの責任を持ってつくるということになっていましたよね。そうやって議決事項になっています。そうすれば当然内容変えれば、体系であっても今私、言った町長の大きな柱なのですか

ら、そういう部分を入れるとすれば、いくら条例改正して議決得ればできるはずなのです。それは、ここでなぜ規制外の中でびたっとしてしまっているのかと思うのです。それはそれでいいです。ここで議論するつもりありませんから。そういう形で、私は多くの定例会11月会議後でも、このようなスキーム図出したりして体系つくっているのです。そうすると、そういう部分で誰が見てもわかるように施策目標がこれの中に頭出しをして、教育が何をやる。そうですね。商店街の活性化の話だっているいろいろなみんな出ていますよね。そういうものこれに一本化すれば、これだけのことをやるのだと。そうすると当然、実施計画の中でかかる事業費もわかってくるわけです。それが今みんな中に入ってしまったのです。1回1回チェックしないとわからないのです。そういうことをここで答弁いりませんから、副町長いますから、もし、ここで言っているように変更できないのであれば、条例は改正できますから、今度白老町のもので、そういうもの含めて内部で議論してみてください。

○議長（山本浩平君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） まず、前田議員の前段にお話された、改正ができるかできないかというのはできるということなのです。今、説明したのは、今回は基本計画の改訂ということでやっていたものですから、基本構想の改定はまた別にやらなければならないということになります。やることはできます。それと、もう一つはこの象徴空間で実施していく事業については、また26日に特別委員会でお話ししますが、活性化の推進プランというもので全て、教育分野ではこういうことをやる、基盤整備としてはこういうことをやる、活性化としてはこういうことをやるというのを体系化して示しますので、象徴空間に関する事業についてはそこで体系化するというご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） そこまでできているのであれば、皆さんわかるように施策目標の中に組み込んでいいのではないかとということだけです。そこまでできていけば。そういうことです。ここで云々は言わないで副町長と議論してください。そうでないと、みんな今できたものに別な施策目標に入っていくと薄れてしまってわからないのです。だから、一つの中に今みたいにつくったほうが私はいいと思います。これはここで議論しても時間かかるし、わかるわけないのでそういうなぜかって、これ以上議論しませんけども、どうですか、副町長。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） きょうは議会全員協議会という部分でのご意見としていただきます。まだ、庁内の町長まで入った策定委員会もこの後開いていきますので、きょうの議論も踏まえながら最終的にまとめていきたいという考えであります。

○議長（山本浩平君） ほかに何か、お尋ねしたいことがございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは質疑なしと認めます。これをもって、「第5次白老町総合計画基本計画改訂」についての説明を終了いたします。

引き続きまして、「白老町過疎地域自立促進市町村計画策定」について、担当課からの説明を求めます。

岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） それではもう一つ、2項目めでございます。本件につきましても、昨年同様に議会全員協議会でご説明した後、皆様からご意見をいただきました。それについて修正を行ったものをこのあとご説明申し上げます。なお、北海道との事前協議が終了しておりますが定例会3月会議において議決を得たいということで進めており、3月の議決後になりますけれども、国、道のほうへ過疎計画のほうを提出したいというふうに考えております。それでは企画課担当のほうから内容をご説明いたします。

○議長（山本浩平君） 野村主査。

○企画課主査（野村規宗君） それでは過疎計画のほうの説明をさせていただきたいというふうに思います。過疎計画につきましても、町民からのパブリックコメントで1名12件の意見をちょうだいしました。議員の皆様からの意見・提案のほうも、2名の方から6件の意見のほういただきました。ありがとうございます。こちらのほうにつきまして反映状況、またはその町の見解というものを同じように回答させていただきたいというふうに思っております。

まず、過疎計画の47ページにあります1産業の振興の事業内容の部分で、まず産業を考える中で、栽培漁業・つくり育てる漁業促進することというふうにされておりますが、この事業内容の項目の中でウニ・ナマコ・アワビ等の事業が記述されていないということで、これが事業の対象にならないのかというご意見でございます。こちらのほうにつきましては、ウニ・ナマコ・アワビ等の事業につきましては、現段階で平成28年度以降に町の予算計上というものが予定されていないということから事業計画に実際入れてはございません。なお、本計画の事業等につきましては、このあとも同じような説明ありますけれども、毎年見直しすることを想定しております。随時、追加・修正・削除等を行うこととしてございますので、こういったウニ・ナマコ・アワビ等の事業は町の予算計上されたものとして事業が出てくれば、当然これは掲載していくものであるというふうに認識してございます。

次、2点目・3点目合わせて回答させていただきたいと思います。参考資料の28年度の概算事業計画の部分での意見でございます。こちらのほうが、参考資料の1ページから3ページ目というのが、事業計画平成28年度から32年度の部分なのですが、こちらのほうの事業計画で、事業費が32年度の部分が28年度から31年度の平均事業費の約1.6倍に伸びているという部分で、この落差の理由と総合計画・基本計画・実施計画の予算・財源確保との一致・整合性についてという意見が1点、あともう一つ、「財政健全化プラン」が見直しされるというこの財政の厳しい中で、「選択と集中」による事業選択が必要ではないかという中で、今回この28年度概算事業計画の中に載っている①白老テニスコート改修事業と②多文化共生人材育成事業についても、一般財源全額での継続事業としては再考が必要ではないかというご意見をいただいております。こちらについては、説明が長くなってしまうのですが、合わせてご説明いたしますけれども、まず、第5次白老町総合計画というのが計画期間として平成31年度までとしてございます。実施計画自体は3カ年度を計画期間として毎年ローリングをして見直しを図ってございます。一方、過疎地域自立促進特別措置法の改正によりまして失効期限が平成33年まで、こちらの法律の効力が平成33年3月31日まで延長されまして、過疎地域自立促進計画というも

この策定は努力規定ということになったのですけれども、法による財政上の特例措置、いわゆる過疎債とかを始めとしたこういう財政上の特別措置を活用する場合には市町村計画の策定を必要とします。こちらの現行の計画期間がことしの3月31日で終了するということから、終了する今年度内に新たな市町村計画を28年度から32年度まで、要は32年度ラストまでの計画の策定というものをしなさいということで国のほうから通知を受けまして、北海道と協議のもとで現在策定作業を行っております。事業計画につきましては、現段階でこれまでの事業の継続も含めて、あと、事業要望の段階で上がっていた事業全てをこちらの概算事業計画の中に掲載させていただきます。平成32年度の事業費の差額につきましては、中身ごらんになっていただければわかると思いますけれども、町立病院の改築工事費というものが今回この32年度の部分で入っておりますので、そちらの部分で大きく31年度までの平均事業費から大幅に上がっているというところの原因でございます。繰り返しになりますけれども、過疎対策事業債、いわゆる過疎債の活用など財政上の特別措置を活用するためには、まず計画に事業が掲載されているということが大前提でございます。そのため、全ての掲載事業をやるという担保をしているものではないということはずご理解いただきたいというふうに思っております。また最初にもご説明いたしましたけれども、この計画につきましては毎年見直しを考えてございます。見直しの内容に応じて、当然見直しには必ず北海道との事前協議が必要になります。見直しの中身によっては、これまた再度議決が必要になってございます。こういったことも行いながら毎年見直しを行って追加・修正・削除等というものを行うこととしようというふうに考えてございます。

続きまして、計画の33ページ5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進（1）現況と問題点のウ障がい者福祉に関するご意見でございます。こちらの中では、平成27年1月「難病患者に対する医療等に関する法律」が施行されて、白老町でも第4期計画というものができています。すけれども、こちらのほうに、難病患者に対する施策や計画がないということで、そちらのほうの考え方に対する意見でございます。こちらのほうは、第4期計画におきまして、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の障がいのあるもの及び難病患者を「障がいのある人」というふうに定義づけしてございまして、その上で策定しているということでありますので、それぞれの障がいにおける施策を行っていくという考えでございます。また、総合計画における位置づけとしましては、実施計画及び各個別計画においてこの点は整理していきたいというふうに考えてございます。

続きまして、意見・提案2ページ目でございます。同じく33ページにありますウ障がい者福祉の部分でございます。こちらの、北海道難病連につきまして現在31の疾病団体と19の地域支部がありますということで、こちらの事務局機能を行政が担当するべきではないかと。あわせて、障がい者団体の連絡協議会の事務局を行政が担うべきではないかというご意見でございます。こちらにつきましては、障がい者団体の事務局というものを行政が担うことにつきましては、体制を含めて困難な状況にあるということから、事業活動については連携しながら協力していくという考えでございます。こちら総合計画における位置づけとしましては、実施計画及び各個別計画において整理していきたいというふうに考えてございます。

最後、38ページの7 教育の振興（1）現況と問題点のオ社会教育に関する部分のご意見でござい

ざいます。高齢者に対する記述があるが、幼児や児童、生徒、若者に対する記述がないということと、あと、社会教育や社会教育主事は誰に対して必要なのかというご意見でございます。こちらのほうの記載なのですけれども、社会教育活動の核となる施設の一つとして高齢者学習センターがあるというものの記述がありまして、そこで高齢者の参画拡大を図るための交通手段の確保に努める必要があるということなどと現況と問題点について記載しているという部分でございます。また、社会教育の目的は総合計画の施策目標の中にも、施策の一つとして社会教育というものがございまして、そちらのほうに目標も示しておりまして、総合計画における基本方針とこの過疎計画における基本方針は同じものであるというふうな取り扱いとしてございます。

まず、議員お二方からいただいた意見・提案に対する考え方については以上でございます。

続きまして、町民お一人の方から意見出された中で、前回ご提示している過疎計画の案から変更になっているものが多々ありますので、そちらのほうをご説明したいと思います。3ページ目でございます。まず、1点目に提出されたご意見の要旨としましては、「政策の趣旨、目的及び背景」を本計画の「基本的な事項」の前段に記述し、町民に対して計画策定の趣旨・目的・経緯を説明すべきであるという部分のことでございまして、こちらにつきましては、1ページの「1 基本的な事項」の前に、「序 白老町過疎地域自立促進計画の策定に当たって」ということで文言を追加してございます。また、前計画との対比表をつけるなど、町民に対する配慮が必要ではないかという意見もいただいております。こちらにつきましても、今後さまざまなパブリックコメント実施におきまして町民の方にわかりやすい説明を行うように改善していきたいというふうに考えてございます。

2点目に、計画の名称でございます。以前出している案では、「白老町過疎地域自立促進市町村計画」という名称でございましたが、こちらの後段の市町村というのは、包括的な言葉であるのでここを削除して、「白老町過疎地域自立促進計画」に改めるべきではないかという意見をいただきました。こちらのほうは、名称の確認を北海道のほうにもしたところ、以前は北海道のほうで市町村は入れてくださいという回答だったのですけれども、現在その部分は外して構いませんという方針になっているものですから、こちらのほうも市町村を外して、「白老町過疎地域自立促進計画」というふうに修正してございます。

3点目に、PDCAサイクルに基づく進行管理体制に触れるべきではないかというご指摘でございます。こちらにつきましては、計画の56ページに11計画の実現に向けてということで、(1) 計画推進体制、(2) 進行管理、(3) 予算・財政計画との連動という部分で文言を明記させていただいております。

4点目、こちらは19ページから22ページを見ていただきたいと思うのですけれども、各計画において「事業名(施設名)」と以前なっていたのですけれども、こちらのほうを、「事業名(または施設名)」としたほうがよいのではないかということで、こちらのほうも、計画の形式とかは国のほうから形式が決められているものですから、その辺確認とった上で、それは入れても構わないということだったので、「事業名(または施設名)」というふうに修正してございます。

また、合わせて同じページの備考欄に「新規」「継続」というものを追加してございます。こ

ちら5番目の意見でございますけれども、要は、前計画と同様の内容で載っているもの、本計画から新たに取り上げている項目につきまして、それぞれ「継続」「新規」という文言を追加しまして、22ページの下段に米印で備考欄の「新規」というものと「継続」とついてというものの説明を追加してございます。

6点目です。こちら17ページのほうの2産業の振興につきまして、「観光」と「港湾」の位置づけという部分で、以前のほうは「観光」と「港湾」の説明の順番が、「観光」が先で「港湾」があとというふうな説明をしていたのですが、この法第6条2というのは過疎法の第6条の2の項目の順番なのですけれども、そちらのほうで「観光」が最後に入っているので「観光」を最後に持ってきたほうがよいということで、こちらのほうは、意見のとおり「観光」にかかる部分というのは最後のほうに入れかえてございます。

続きまして、次、項目10と離れているのは、7・8・9につきましては、変更にあふものではないということで外して掲載してございます。23ページの3交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の「主要な町道」の説明につきまして、以前入っていた単位がキロメートルということになっていたのですけれども、こちらのほうは単位が誤っておりまして、単位はメートルということでメートルに修正してございます。

あと、11番目の32ページの1番下の表なのですけれども、こちらのほうが以前、保育園の老朽化率等の状況という説明の表だったのですけれども、中身の中では老朽化率の状況という部分では不明であるという部分で、こちら保育園の施設の概要というような説明に修正してございます。

あと、最後に、パブリックコメント「政策等の趣旨、目的及び背景」に記載されている「ポテンシャル」という言い回しをしているのですけれども、こちらについては、日本語（潜在能力）に置きかえるか、括弧書きにしたほうが良いのではないかとこの部分を踏まえて、10ページに（4）地域の自立促進の基本方針という部分が入っているのですけれども、こちらのほうに、下のほうの下から4行目なのですけれども、白老町の持つポテンシャルをといるのを、白老町の持つ潜在能力（ポテンシャル）をといるふうに修正をいたしました。前回から変更になっているのは以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま、白老町過疎地域自立促進市町村計画策定について担当課から説明がございました。この説明につきまして何か特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 中身云々じゃなくて、これは資料の考え方なのですけど、本編として白老町過疎地域自立促進計画（案）というのがありますよね。そして、白老町過疎地域自立促進計画（案）の参考資料として、白老町の32年度までの事業計画の数字入ったのがありますよね。これは2つとも正式な資料になるものなのか、これは多分具体的な数字を入れないとだめだと思いますけど、そういう部分なのか。それと、もう1点は、私がなぜこういうテニスコートの意見出したかといったら、28年度となっているのですよね。これは毎年、29年度に差しかえになっていくのか。そして副町長に聞きたいのだけれども、全般に32年度まではある程度いいと思います。28年度の、時系列でいったら予算要求と予算査定と重なっているのです。そ

うすると私はそういうこともあって、その中身については先ほど説明あったようなことで書いてあるのですけども、そういう部分となると非常に議会としてもこの審議というのか、こういう部分というのはそういうところに注目して議論しないと、載ったと、仮に予算審議で出てきたときに、あのおとき説明したでしょうとなるのです。そういう部分で、これの取り扱いがどうなるのかということです。中身については別なところで議論しますが、ここでは詳しい話しませんが、その部分の整理の仕方をどうやって考えた方がいいのかということです。来年もまたもしかしたらこの年度がずれて出てくるのかどうか。これはもう1回32年度まで出したから出しっぱなしなのか、非常にこの28年度概算事業計画というのは、これから3月に出る予算とある程度整合性を保ってきていると思います。その辺の2点だけ伺っておきます。

○議長（山本浩平君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） まず初めの、後ろにつけております参考資料の関係でございますけども、一応これは本編に全部載っているものを一覧化するということになってはいますが、これは本編と参考資料ともに国のほうに提出するという意味での参考資料ということになっております。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） さらに2点目のご質問でございますが、まず本編の計画部分は、各年度ごとにそれぞれかかって、28年度ではさらに財源内訳も詳しく入れてきたという部分があります。確かに実施時期というのが、査定時期とまたこれをつくる時期と重なっているという部分があるのですが、最終結論というその査定の結果までにはちょっと及んでいません。ですのでまず予算審査、特別委員会このあとありますから、それは3月の議会の中でその部分は議論していかなければならないかというふうに思います。ただ、今回のこの過疎計画は最初に説明したとおり、今考えられる計画をやはり盛り込んできたというのが今回のこの計画の中身でありまして、これらを実行に移す云々はまた予算審査、政策議論を経て、それが実行予算になってくるという部分がありますので、今回はあくまでも過疎計画の位置づけとしての盛り込み方だという部分でご理解をいただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） ほか、質問は特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君） それでは質疑なしと認めます。これをもちまして、「白老町過疎地域自立促進市町村計画策定」についての説明を終了いたします。

以上をもって、本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後 2時05分）